

【2000年1月19日】雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱について(諮問書、要綱)
中央職業安定審議会

中央職業安定審議会
会長 西川 俊作 殿

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 12 年 1 月 19 日

労働大臣 牧野 隆守

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 一般被保険者の求職者給付の改正

(一) 賃金日額の下限額の変更

受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であった受給資格者に係る賃金日額の下限額を二千百五十円とするものとする。

(二) 所定給付日数の変更

イ 所定給付日数を、受給資格に係る離職の日における被保険者であった期間等に応じて、次の表に定めるとおりとするものとする。

(短時間労働被保険者以外の被保険者)

被保険者であった期間	二十年以上	…百八十日
	十年以上二十年未満	…百五十日
	五年以上十年未満	…百二十日
	五年未満	…九十日

(短時間労働被保険者)

被保険者であった期間	二十年以上	…百五十日
	十年以上二十年未満	…百二十日
	五年以上十年未満	…九十日
	五年未満	…九十日

ロ イにかかわらず就職困難者に支給される所定給付日数は、受給資格者の年齢及び被保険者であった期間等に応じて次の表に定めるとおりとするものとする。

(短時間労働被保険者以外の被保険者)

年齢	被保険者であった期間	
	一年以上	一年未満
四十五歳以上六十五歳未満	三百六十日	百五十日
四十五歳未満	三百日	百五十日

(短時間労働被保険者)

年齢	被保険者であった期間	
	一年以上	一年未満
三十歳以上六十五歳未満	二百七十日	百五十日
三十歳未満	二百四十日	百五十日

ハ 受給資格に係る離職が倒産等に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの又は解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者(ロの就職困難者を除く。)に支給される所定給付日数は、イにかかわらず受給資格に係る離職の日における受給資格者の年齢、被保険者であった期間等に応じて、次の表に定めるとおりとするものとする。

(短時間労働被保険者以外の被保険者)

年齢	被保険者であった期間				
	二十年以上	十年以上 二十年未満	五年以上 十年未満	一年以上 五年未満	一年未満
六十歳以上六十五歳未満	二百四十日	二百十日	百八十日	百五十日	九十日
四十五歳以上六十歳未満	三百三十日	二百七十日	二百四十日	百八十日	九十日
三十歳以上四十五歳未満	二百四十日	二百十日	百八十日	九十日	九十日
三十歳未満	二百十日	百八十日	百二十日	九十日	九十日

(短時間労働被保険者)

年齢	被保険者であった期間				
	二十年以上	十年以上 二十年未満	五年以上 十年未満	一年以上 五年未満	一年未満
六十歳以上六十五歳未満	二百十日	百八十日	百五十日	百五十日	九十日
四十五歳以上六十歳未満	三百日	二百四十日	二百十日	百八十日	九十日
三十歳以上四十五歳未満	二百十日	百八十日	百五十日	九十日	九十日
三十歳未満	百八十日	百五十日	九十日	九十日	九十日

二 就職促進給付の改正

(一) 再就職手当の支給額の変更

再就職手当の額を、基本手当の日額に十五を乗じて得た額以上当該日額に百二十を乗じて得た額以下の範囲内の額とするものとする。

(二) 再就職手当の額に関する暫定措置の廃止

再就職手当の額を、基本手当の日額に三十を乗じて得た額以上当該日額に百四十を乗じて得た額以下の範囲の額とするものとしている暫定措置を廃止するものとする。

三 雇用継続給付の改善

(一) 育児休業給付の支給額の引上げ

育児休業給付（育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金）の額を、被保険者が休業を開始した日に離職して受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の四十（現行百分の二十五）に相当する額に引き上げるものとする。

(二) 介護休業給付の支給額の引上げ

介護休業給付金の額を、被保険者が休業を開始した日に離職して受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の四十（現行百分の二十五）に相当する額に引き上げるものとする。

四 雇用安定事業等に関する改正

(一) 雇用安定事業の改善

政府は、雇用安定事業として、中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができるものとする。

(二) 雇用福祉事業の改正

政府が雇用福祉事業として行うことができる事業の範囲から就職に伴いその住居を移転する者のための宿舍及び福祉施設の設置及び運営を除くものとする。

五 国庫負担に係る暫定措置の廃止

求職者給付及び雇用継続給付について国庫が負担する額（求職者給付については当該求職者給付に要する費用の原則として四分の一、雇用継続給付については当該雇用継続給付に要する費用の八分の一）の百分の五十六に相当する額を負担するものとなっている暫定措置を廃止するものとする。

六 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 雇用保険率の改正

雇用保険率を千分の十五・五（うち失業等給付に係る率千分の十二）（農林水産業及び清酒製造業については千分の十七・五（同千分の十四）、建設業については千分の十八・五（同千分の十四））とするものとする。

二 雇用保険の保険料率の弾力的変更に係る規定の改正

当該会計年度末の労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の額と当該会計年度における失業等給付の額（現行は徴収保険料額）とを比較して雇用保険率を変更することができるものとする。

三 雇用保険率に係る暫定措置の廃止

平成五年四月一日以降当分の間において、雇用保険率を千分の十一・五（うち失業等給付に係る率千分の八）（農林水産業及び清酒製造業については千分の十三・五（同千分の十）、建設業については千分の十四・五（同千分の十））とするものとしていた暫定措置を廃止するものとする。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、平成十三年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の四（二）についてはこの法律の公布の日から、第一の四（一）については平成十二年十月一日から、第一の三については平成十三年一月一日から施行するものとする。

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとする。

雇用保険制度の見直しの概要

「中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告書（平成 11 年 12 月 10 日）」の内容を踏まえ、以下の見直しを行うこととした。

なお、今回、中央職業安定審議会に諮問した「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」は、これらの見直しのうち法律改正を必要とする事項であり、「」印を付したものである。

早期再就職を促進するための給付体系の整備

1 中高年リストラ層等への求職者給付の重点化 <13年4月施行>

現行の年齢画一的な給付日数(90 - 300日)の体系を見直し、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対する給付日数は圧縮(被保険者であった期間に応じて90 - 180日)する一方で、中高年層を中心に倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者には十分な給付日数が確保(年齢及び被保険者であった期間に応じて(90 - 330日)されるよう再編

2 職業能力開発に係る給付の改善

(1) 訓練延長給付の拡充 <12年10月頃をメドに実施>

訓練内容の充実、訓練の早期開始及び十分な訓練期間の確保

(2) 教育訓練給付の充実 <13年1月施行>

教育訓練給付の支給額の上限を20万円から30万円に引上げ

3 再就職手当の見直し

支給残日数に応じてその1/3相当額を支給する方式に改正 <13年4月施行>

暫定特例捨置(20日上乗せ)は、11年度限りで廃止

雇用就業形態の多様化への対応

短時間労働者、登録型派遣労働者に係る適用基準等の改正 <13年4月施行>

年収(90万円以上見込)要件の廃止及び日額最低基準の見直し

労働者派遣法の改正を踏まえ、登録型派遣労働者に係る適用基準を明確化

少子・高齢化の進展に対応した就業支援対策の見直し

1 育児休業給付・介護休業給付の充実 <13年1月施行>

育児休業給付・介護休業給付の給付率を25%から40%に引上げ

2 雇用保険三事業の見直し

中・高齢者の雇用の安定、再就職援助対策等の充実に対応した三事業の見直し

<12年10月施行>

雇用福祉事業(住宅・福祉施設の新設取止め)に係る規定の整備 <公布日施行>

雇用保険財政の在り方の見直し <13年4月施行>

1 保険料率の見直し

附則暫定措置を廃止するとともに、失業等給付に係る基本料率を、11/1,000から12/1,000に改正

2 弾力条項の見直し

制度の安定的運営が機動的に確保されるよう、弾力条項の発動基準について、積立金と保険料収入を比較する方式から、積立金と支出とを比較する方式に改正

3 国庫負担の見直し

附則暫定措置を廃止